

座間市分別ガイド掲載廣告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、座間市廣告掲載要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、市が作成する「ごみ・資源物分別ガイド」（以下「分別ガイド」という。）への廣告掲載について必要な事項を定める。

(掲載可能な廣告の基準)

第2条 分別ガイドに掲載可能な廣告の基準は、要綱第4条の基準によるほか、次の各号の基準も満たさなければならない。

- (1) 当該廣告を市、国等が奨励していると誤解されるような表現はしないこと。
- (2) 当該廣告に、廣告主の名称、所在地及び連絡先を明示すること。

(廣告の規格及び廣告料)

第3条 广告の規格及び廣告料は、別に定めるものとする。

(廣告主等の募集)

第4条 广告主等の募集は、要綱第7条第1号に規定する方法で募集を行うほか、廣告主等となり得る者に対し、廣告掲載の案内をすることができる。

(廣告期間)

第5条 分別ガイドの配布による廣告期間は、別に定める配布期間とする。

(廣告掲載の申込み)

第6条 广告掲載の申込み方法は、別に定めるものとする。

(廣告掲載の優先順位)

第7条 前条の申込みによる第2条の基準を満たす掲載可能な廣告が、別に定める掲載枠数を超えたときは、要綱第9条第3項第2号の規定する順序において優先順位を決定する。それでもなお、掲載枠数を超える場合は、廣告掲載の申込み順とする。

(廣告原稿の提出)

第9条 广告主等は、市長が指定する期日までに、指定する場所に廣告原稿を提出するものとする。

- 2 广告原稿は、廣告主等の責任及び負担で作成するものとする。

(広告料の納入)

第10条 要綱第10条第1項に規定する方法及び期限は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 方法 市長が送付する納入通知書により、原則として一括納入。
- (2) 期限 分別ガイド校了の3日前又は別途市長が指定する期日。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この分別ガイドの広告に関し必要な事項は、広告主等と協議のうえ、決定する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。